

議案第101号

飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

災害その他非常の場合において、他市町村等の指定工事店の支援を受けて下水道及び水道の早期復旧を図るための改正

飛驒市下水道条例及び飛驒市水道事業給水条例の一部を 改正する条例

(飛驒市下水道条例の一部改正)

第1条 飛驒市下水道条例(平成16年飛驒市条例第223号)の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 4 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

(飛驒市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 飛驒市水道事業給水条例(平成16年飛驒市条例第233号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条) 飛騨市下水道条例新旧対象表

(傍線部分は改正部分)

<p>第1条～第11条の2 略 (排水設備指定工事店の指定) 第12条 略 2・3 略 _____ _____ _____ 以下 略</p>	<p>第1条～第11条の2 略 (排水設備指定工事店の指定) 第12条 略 2・3 略 4 <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u> 以下 略</p>
---	---

(第2条) 飛騨市水道事業給水条例新旧対象表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第11条 略 (工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法律第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 _____ _____ _____</p> <p>2～5 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第11条 略 (工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法律第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	災害その他非常の場合において、他市町村の指定工事店の支援を受けて下水道及び水道の早期復旧を図るための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>飛騨市下水道条例第12条第1項では、市長の指定を受けた者でなければ、排水設備等の新設工事は行うことができないことを、飛騨市水道事業給水条例第12条第1項では、市長の指定を受けた者でなければ、給水装置の工事は行うことができないことを規定している。</p> <p>災害その他非常の場合に、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、排水設備等の新設等工事及び給水装置等の工事を円滑に実施できるよう、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、それらの工事を飛騨市内でも行うことができるようにするため所要の改正を行うもの。</p> <p>(第1条：飛騨市下水道条例第12条第4項関係)</p> <p>(第2条：飛騨市水道事業給水条例第12条第1項関係)</p>
市民への影響等	飛騨市で災害等があった場合には、他の市町村長が認めた事業所による支援により、下水道及び水道の早期復旧が見込まれる。
施行日	公布の日
備考	国土交通省からの技術的助言及び通知により、多くの自治体がこの条例の改正を予定しており、指定事業者が相互に被災地等での下水道及び水道の早期普及に向けた体制が整備されることとなる。